

平成24年度 京都府主任介護支援専門員研修開催要綱

1. 趣 旨

本研修は介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的に、厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成18年6月15日付 老発第0615001号)」に基づき開催します。

2. 主 催 京都府

3. 実施団体 社団法人 京都府介護支援専門員会

4. 研修日程

第1回 平成24年7月～8月(申込者数により実施しない場合あり)
※今年度の第2回は、平成25年2月～3月に開催いたします。募集は改めて通知させていただきます。

→別紙Ⅰ

5. 研修会場

京都テルサ 東館 3 階 大会議室 もしくは 東館 2 階 セミナー室
住所: 京都市南区東九条下殿田町 70 電話: 075-692-3400

→別紙Ⅱ

6. 受講対象者

京都府に登録されている(または京都府内に所在する地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所等で業務に従事している)介護支援専門員であって、申込時点で次の①から④のいずれかに該当し、かつ専門研修課程Ⅰ(又は平成15～17年度の介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰもしくは基礎研修課程Ⅱ)及び専門研修課程Ⅱを修了している方(研修初日の前日までに修了する見込みの方も含む)。

〈受講区分〉

- ① 専任(常勤かつ専従の勤務をいう。以下同じ。)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である方(管理者との兼務期間は算定可能)
- ② ケアマネジメントリーダー養成研修を修了された方又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である方(管理者との兼務期間は算定可能)
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている方
- ④ 専任、兼任を問わず介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上であり、京都府または市町村の実施した介護支援専門員を対象とする研修の講師、演習指導を担当したことのある方

《続く》

7. 総 定 員 100名程度 最少催行人数80名

※80名に満たない場合は、今年度の第2回(平成25年2月～3月に開催)にて受講していただくことになります。

※定員超過の場合、

- ①地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員のうち1名
 - ②特定事業所加算の届出予定事業所に勤務する介護支援専門員のうち1名
- を優先します。

8. 受 講 料 20,000 円

☆ 今年度より、受講料の支払い方法が、京都府収入証紙の購入・貼付けによる納入となっております。詳細は受講決定通知にてお知らせいたします。

→別紙Ⅲ

9. 研修の申込

(1) 申込期日

本研修の申込〆切は、6月12日(火)です。(第1回)

(2) 申込方法

別添の受講申込書に必要事項をご記入の上、(3)の書類を添付し、京都府介護支援専門員会事務局まで郵送にてご提出ください。

身体に障害がある等、受講希望者で特別の措置を希望される場合は、受講申込書の備考欄に予め記載してください。

〆切後に到着したもの、書類不備のものは、いかなる理由があっても受付いたしません。(実務経験証明書の発行に時間を要する場合は、必ず申込期日までに京都府介護支援専門員会事務局あてご連絡ください。)

また、虚偽により受講申込をされた場合、受講を認めることができません。また、介護保険法第69条の39の規定に基づき、介護支援専門員の登録を取り消すことがあります。

→別紙Ⅳ

(3) 添付書類

「6. 受講対象者」の①から④までの受講区分より、あてはまる区分のすべての書類を提出してください。作成に当たり、必ず欄外(注)をお読みください。

6①に該当する方	・介護支援専門員証の写し(注1) ・実務経験証明書(注2) ・受講に必要な研修を修了したことを証する書類の写し(注3)
6②に該当する方	・介護支援専門員証の写し(注1) ・実務経験証明書(注2) ・ケアマネジメントリーダー養成研修修了証の写し又は日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し(注4) ・受講に必要な研修を修了したことを証する書類の写し(注3)

6③に該当する方	・介護支援専門員証の写し(注1) ・ケアマネジメントリーダー養成研修修了証の写し ・受講に必要な研修を修了したことを証する書類の写し(注3)
6④に該当する方	・介護支援専門員証の写し(注1) ・実務経験証明書(注2) ・受講に必要な研修を修了したことを証する書類の写し(注3) ・市町村が実施した介護支援専門員を対象とする研修の講師、演習指導を担当したことを証する書類(注5)

(注1) 介護支援専門員証の写しはA4用紙に印刷の上、切り取らずそのままご提出ください。

(注2) ・ 申込の際に専任(④に該当する方は兼任でも可)の介護支援専門員としての従事期間が5年(②に該当する方は3年)以上であることを証明してください。

・ 複数事業所での従事期間を通算することで5年(または3年)以上となる場合は、必要な枚数をコピーして使用してください。

(注3) 更新研修【専門研修課程Ⅰ】および【専門研修課程Ⅱ】の修了証書をコピーして添付してください。平成15～17年度の介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰもしくは基礎研修課程Ⅱを京都府で修了している場合については、当該研修の修了を証する書類の添付は不要ですが、その旨申込者備考欄へご記入ください。

(注4) 日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーの場合は、資格有効期間に平成24年度が含まれる認定証を添付してください。

(注5) 様式は任意です。なお、京都府が実施した介護支援専門員を対象とする研修の講師、演習指導を担当した場合については、当該研修の講師、演習指導を証する書類の添付は不要ですが、その旨申込書備考欄に必ず記入してください。

(4) 受講の決定について

受講可否は郵送にて申込者全員にお知らせいたします。受講していただける方に送付します【受講決定通知書】は研修当日、必ずご持参ください。

なお、研修初日一週間前までに連絡がない場合は、必ず下記までお問い合わせ願います。

(5) 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、本研修の事務連絡および受講管理、京都府への受講履歴報告など、適正かつ円滑な実施目的において利用させていただきます。なお、申込時にご提出いただいた書類の返却はいたしません。

10. その他の留意事項

本研修は、すべての研修課程を履修された方にのみ修了証書を交付いたします。欠席・遅刻・早退につきましては、未修了となりますのでご注意ください。

会場へは公共交通機関をご利用下さい。

<研修についての問い合わせ・申込先>

社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局 TEL 075-254-3970

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都7階

平成 24 年度京都府主任介護支援専門員研修 受講申込書

<申込書 1-1>

全ての項目に自筆で記入をお願いいたします。(ゴム印は使用しないで下さい)
 ※必須項目

ふりがな								
申込者氏名								
性別	男性 ・ 女性							
生年月日	昭和・平成		年		月		日	
介護支援専門員番号								
基礎資格								

※必須項目

事業所名称			
代表者氏名			
担当者氏名			
事業所〒	〒	—	
事業所所在地			
事業所 TEL	()		
事業所 FAX	()		

※必須項目

受講区分 (要綱 1 枚目 6.受講対象者①～④のいずれか)	
実務経験年数	年
申込時期	夏

※※以下、該当欄に記入

↓ 特定事業所加算の届出を予定している事業所の方は記入してください。

特定事業所加算届出予定月	平成	年	月
--------------	----	---	---

平成 24 年度京都府主任介護支援専門員研修 受講申込書

<申込書 1-2>

↓ 24 年度中に専門研修Ⅰ及びⅡを受講予定の方は修了予定日を記入してください。

専門Ⅰ修了予定日	平成 24 年 月 日
専門Ⅱ修了予定日	平成 24 年 月 日

↓

- ・受講区分④に該当する方は研修名を記入してください。
- ・身体障害等による特別配慮が必要な方はその旨を記入してください。
- ・平成 15～17 年度の現任基礎研修ⅠもしくはⅡを受講の方はその旨記入してください

備考	
----	--

※提出前に再度確認をしてください。

↓チェックを記入

- ☐ <申込書 1-1>と<申込書 1-2>（計 2 枚）に記入漏れはありませんか？
- ☐ 介護支援専門員証（A4 紙に印刷）は添付しましたか？
- ☐ 専門研修（Ⅰ・Ⅱ）の修了証コピーは添付しましたか？
- ☐ 必要分の実務経験証明書は添付しましたか？

以上

平成24年度京都府主任介護支援専門員研修 実務経験証明書

平成 24 年 6 月 ●● 日

社団法人 京都府介護支援専門員会 会長 様

法人及び事業所名 社会福祉法人 健康福祉京都
高齢者支援居宅介護支援事業所
所在地 ●●市××町▲番地

代表者職・氏名 管理者 健康 太郎 ⑩
(担当者氏名 福祉 次郎)
(担当者連絡先 TEL ●●●-×××-▲▲▲▲)

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

① 氏 名	京都 花子		②生年月日	19●● 年 × 月 ▲ 日生				
③ 現在の氏名	平安 花子							
④ 住 所	●●市■●町△番地							
⑤ 業務期間 ※ 介護支援専門員として業務したものを記載	事業所名	期 間 (一ヶ月未満は切り捨て)	延月数		常勤専従	常勤兼務		休職等
			うち 従事分	うち 除算分		管理者 兼務	その他 兼務	
	□□ 居宅介護支援事業所	平成15年4月1日～ 平成16年3月31日	12ヶ月	12ヶ月		○		
	□□ 居宅介護支援事業所	平成16年4月1日～ 平成17年3月31日	12ヶ月		12ヶ月			○
	訪問看護ステーション △	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	12ヶ月		12ヶ月			○
	訪問看護ステーション △	平成19年4月1日～ 平成23年3月31日	48ヶ月	48ヶ月		○		
		～						
		～						
		小 計						
	合計		60ヶ月 ←60ヶ月以上であること					

注1.「③現在の氏名」欄は、現在の氏名が勤務当時の氏名と異なっている場合に記入してください。
注2.「⑤業務期間」欄は、研修申込者が介護支援専門員として業務したものを全てを記載してください(別添記載例参照)。
なお、受講要件に係る実務経験として認められる期間は、以下のとおりです。
ア：「6. 受講対象者」①及び② 常勤専従又は管理者兼務(網掛け部分)のみ
イ：「6. 受講対象者」④ アに加えて、その他兼務
※休職(病休・産休・育休)等の期間は、実務経験として認められません。

例
・施設で計画作成と生活相談員を兼務
・地域包括支援センターに保健師として配置され、
予防プランを作成 等

注3.介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労した実務経験です。

- ①居宅介護支援事業所 ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 ③小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
④介護保険施設 ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 ⑦介護予防支援事業者 ⑧地域包括支援センター

※ ただし、これらの事業所又は施設で就労していたとしても、単に要介護認定のための認定調査のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整だけに従事していた等、サービス計画の作成業務を行っていなかった場合は、実務経験としては認められません(居宅介護支援事業所の常勤専従の管理者については、実務経験として認められます)。
注4.複数の事業所の証明が必要な場合は、コピーして使用してください。

平成24年度京都府主任介護支援専門員研修 実務経験証明書

平成 年 月 日

社団法人 京都府介護支援専門員会 会長 様

法人及び事業所名

所在地

代表者職・氏名 (印)
(担当者氏名)
(担当者連絡先 TEL)

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

① 氏 名			②生年月日	年 月 日生					
③ 現在の氏名									
④ 住 所									
⑤ 業務期間 ※ 介護支援専門員として業務したものを全てを記載	事業所名	期 間 (一ヶ月未満は切り捨て)		延月数		常勤専従	常勤兼務		休職等
				うち 従事分	うち 除算分		管理者 兼務	その他 兼務	
		～							
		～							
		～							
		～							
		～							
		～							
	小 計								
	合計			ヶ月 ←60ヶ月以上であること					

注1.「③現在の氏名」欄は、現在の氏名が勤務当時の氏名と異なっている場合に記入して下さい。
注2.「⑤業務期間」欄は、研修申込者が介護支援専門員として業務したもの全てを記載して下さい。(別添記載例参照)
なお、受講要件に係る実務経験として認められる期間は、以下のとおりです。
ア: 「6. 受講対象者」①及び② 常勤専従又は管理者兼務(網掛け部分)のみ
イ: 「6. 受講対象者」④ アに加えて、その他兼務
※休職(病休・産休・育休)等の期間は、実務経験として認められません。

注3.介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労した実務経験です。

①居宅介護支援事業所 ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 ③小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
④介護保険施設 ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 ⑦介護予防支援事業者 ⑧地域包括支援センター

※ ただし、これらの事業所又は施設で就労していたとしても、単に要介護認定のための認定調査のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整だけに従事していた等、サービス計画の作成業務を行っていなかった場合は、実務経験としては認められません(居宅介護支援事業所の常勤専従の管理者については、実務経験として認められます)。

注4.複数の事業所の証明が必要な場合は、コピーして使用してください。

平成24年度京都府主任介護支援専門員研修日程表(第1回)

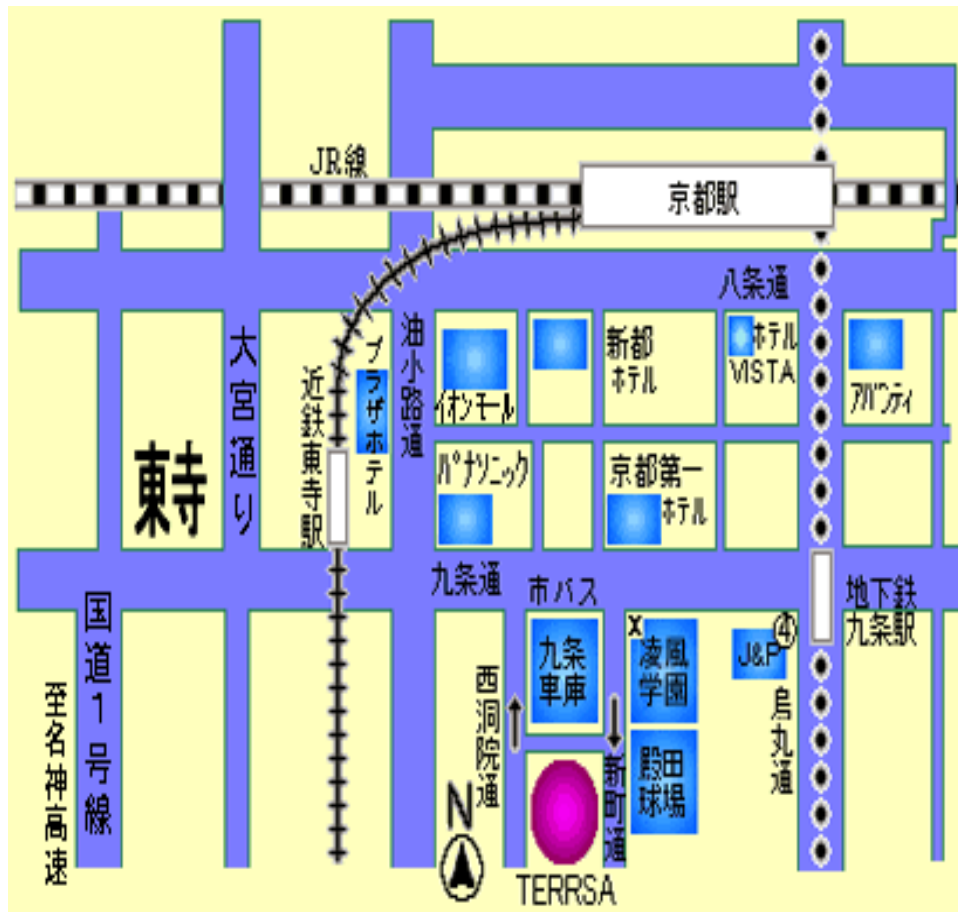
別紙Ⅰ

* 申込者数により実施しない場合があります。

平成24年7月～8月

		月 日	会 場	時 間	研修科目	講 師	
前期	1日目	7月3日(火) 6時間	京都テルサ 東館2F セミナー室	9:30～9:50	受付		
				10:00～10:15	京都府における地域包括ケア(仮題)	京都府高齢社会対策監 岩永 美好 氏	
				10:15～13:00 講義3時間	地域援助技術	京都市嵐山地域包括支援センター センター長 真辺 一範 氏	
				14:00～17:00 演習3時間			
	2日目	7月14日(土) 3時間	京都テルサ 東館3F 大会議室	13:00～13:20	受付		
				13:30～16:30 講義3時間	ターミナルケア	訪問看護ステーションこころ 所長 中尾 美千代 氏	
	3日目	7月16日 (月・祝) 8時間	京都テルサ 東館2F セミナー室	9:30～10:00	受付		
				10:00～13:00 講義3時間	ケアマネジメントとそれを担う 介護支援専門員の倫理	同志社大学社会学部 教授 空閑 浩人 氏	
				14:00～19:00 講義5時間	主任介護支援専門員の役割 (地域包括支援センターの運営を含む)	京都市嵐山地域包括支援センター センター長 真辺 一範 氏	
	4日目	7月17日(火) 6時間	京都テルサ 東館2F セミナー室	9:30～9:50	受付		
				10:00～13:00 講義3時間	サービス展開における リスクマネジメント	大阪弁護士会 弁護士 松宮 良典 氏	
				14:00～17:00 講義3時間	人事・経営管理	メディカル・テン 代表 宮坂 佳紀 氏	
中期	1日目	8月8日(水) 6時間	京都テルサ 東館3F 大会議室	9:30～9:50	受 付		
				10:00～17:00 講義6時間	対人援助者監督指導 (スーパービジョン)	済生会京都府病院 居宅介護支援事業所 管理者 内藤 雅子 氏	
	2日目	8月9日(木) 6時間		10:30～10:50 受付		ルーテル学院大学 教授 福山 和女 氏	
				11:00～18:00 演習6時間			
	3日目	8月10日(金) 6時間		9:30～9:50 受付			
				10:00～17:00 演習6時間			
後期	1日目	8月22日(水) 8時間	京都テルサ 東館3F 大会議室	9:30～9:50	受 付		
				10:00～12:00 (講義2／5時間)	事例研究及び事例指導方法	日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 研究員 長岩 嘉文 氏	
				13:00～16:00 (講義3／5時間)			
				16:00～19:00 (演習3／18時間)			
	2日目	8月23日(木) 8時間		9:30～9:50 受付			
				10:00～12:30 (演習2.5／18時間)			
				13:30～19:00 (演習5.5／18時間)			
	3日目	8月24日(金) 7時間		9:30～9:50 受付			
				10:00～13:00 (演習3／18時間)			
				14:00～18:00 (演習4／18時間)			
				18:00～18:20	修了式		

京都テルサ



- JR京都駅(八条口西口)より南へ徒歩約10分
- 近鉄東寺駅より東へ徒歩約5分
- 地下鉄九条駅4番出口より西へ徒歩約5分
- 市バス九条車庫南へすぐ
- 名神京都南インターより国道1号北行き

京都テルサ

京都市南区新町通九条下ル TEL 075-692-3400 (代表)



介護支援専門員のみなさまへ

社団法人 京都府介護支援専門員会

介護支援専門員に関する研修受講料支払方法変更のお知らせ

拝啓 余寒の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご厚誼にあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、今般「京都府公報（号外 第1号 平成24年1月31日発行）」にて、京都府手数料徴収施行規則の一部改正について広報がありましたので、お知らせいたします。介護支援専門員の皆様におかれましては、下記内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

平成24年度から受講料の支払い方法が

「現金振込で支払」から「京都府収入証紙で支払」に変わります。

- 手数料条例施行規則に介護支援専門員研修の手数料が定められ、平成24年4月1日から施行されます。金額は下記の表の通り、従前と変わりません。
- 証紙の販売場所は、京都府の各機関（府広域振興局、警察署、府立高校等）で販売しています。詳細は京都府のホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/kaikei/shoshi01.html> をご覧ください。
- 公報は京都府HP（<http://www.pref.kyoto.jp/kouhou/1327968990625.html>）にも掲載されています。

研 修 名		手数料
介護支援専門員更新研修	・実務未経験者	15,000円
	・再研修	15,000円
	・専門研修課程（Ⅰ）	11,000円
	・専門研修課程（Ⅱ）	10,000円
主任介護支援専門員研修		20,000円

※ 当会会員様へ⇒介護支援専門員資格の更新手続きについての詳細を、フローチャートでホームページ <http://kyotocm.jp/> に掲載しておりますので、併せてご確認ください。 以上

<問い合わせ先>

社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 ハートピア京都7階

TEL 075-254-3970

FAX 075-254-3971

E-Mail: info@kyotocm.jp

法で規定されている介護支援専門員の罰則等について

法には、次のような介護支援専門員の罰則等が規定されております。(以下抜粋)

(1) 報告、指示または命令（法第 69 条の 38）

- ①都道府県知事は、必要な報告を求めることができる（第 1 項）
- ②都道府県知事は第 69 条の 34（義務）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示をし、又は指定する研修を受けるように命ずることができる（第 2 項）
- ③都道府県知事は、前項の規定による指示又は命令に従わない場合は、1 年以内の期間を定めて、業務を行うことを禁止することができる（第 3 項）。

(2) 登録の消除（法第 69 条の 39）

①義務的消除（第 1 項、第 3 項）

- ア 成年被後見人または被補佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 保健医療福祉に関する法律で罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 不正の手段により、介護支援専門員の登録を受けた者
- オ 不正の手段により、介護支援専門員証の交付を受けた者
- カ 業務禁止の処分に違反した場合
- キ 介護支援専門員証の交付を受けずに業務を行った場合

②任意的消除（第 2 項）

- ア 法第 69 条の 34～37 までの規定に違反した場合
- イ 都道府県知事より報告を求められて報告せず、又は虚偽の報告をした場合
- ウ 都道府県知事の指示又は命令に違反し、情状が重い場合

※法には、次のような介護支援専門員の義務が規定されております。

(1) 義務（法第 69 条の 34）

その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者に提供されるサービスが特定の種類又は事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行う必要があります。

また厚生労働省令（規則第 113 条の 39）で定める基準（指定居宅介護支援等基準第 12 条）に従って、業務を行う必要があります。

[指定居宅介護支援等基準第 12 条]

指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

(2) 名義貸しの禁止等（法第 69 条の 35）

介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはいけません。

(3) 信用失墜行為の禁止（法第 69 条の 36）

介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはいけません。

(4) 秘密保持義務（法第 69 条の 37）

正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはいけません。介護支援専門員でなくなった後においても、同様です。

(5) 介護支援専門員証の提示（第 69 条の 9）

業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、介護支援専門員証を提示しなければなりません。